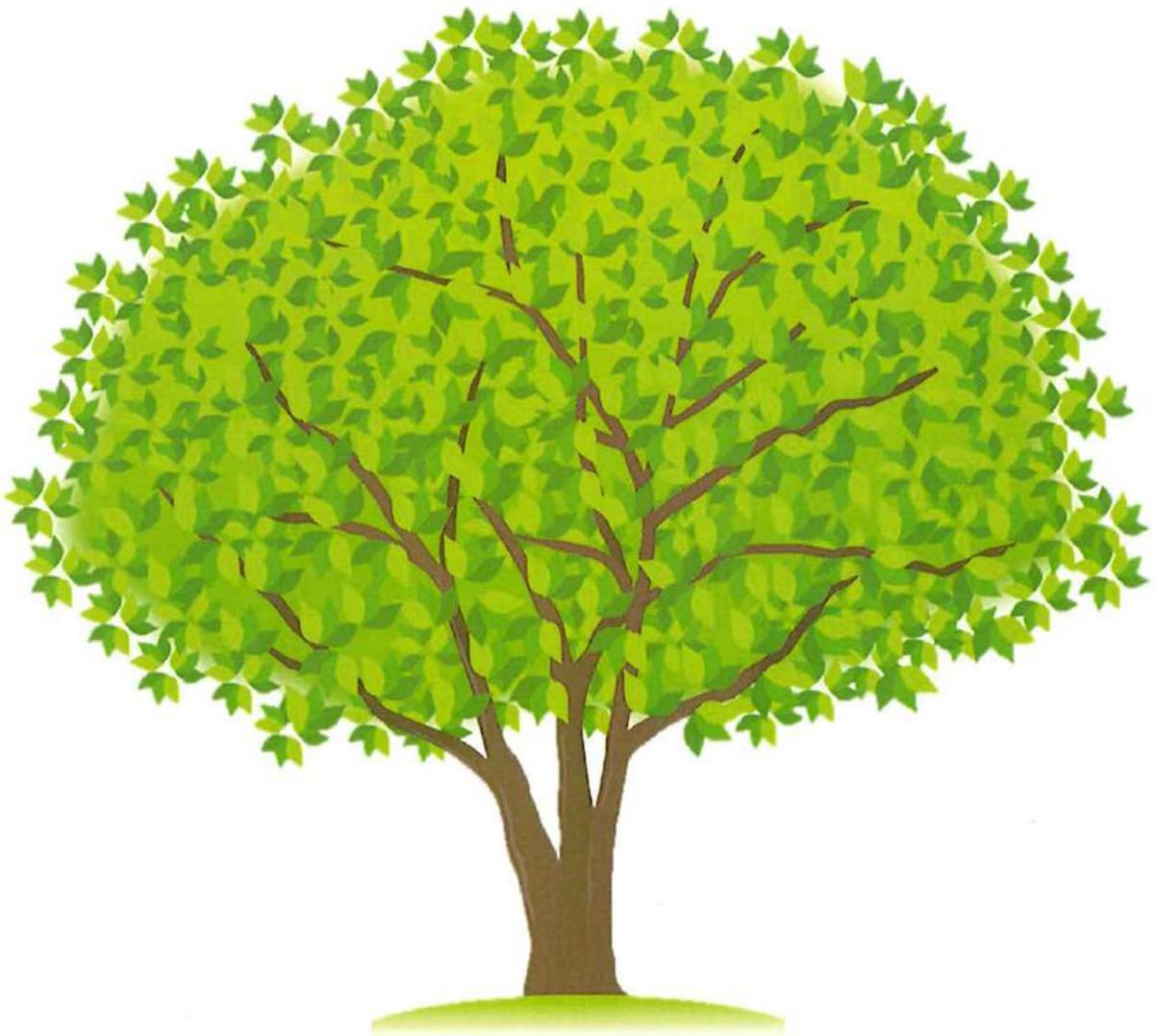


被災者生活再建ノート

(2018年(平成30年)2月8日版, 2019年(令和元年)10月18日補訂)



仙台弁護士会

<https://senben.org>

被災者生活再建ノートとは

はじめに

この被災者生活再建ノートは、被災された方が、弁護士などの専門家など（以下「相談担当者」といいます。）から相談を受ける際に、受けられる公的支援制度などの必要な情報が漏れなく伝えられ、適正なアドバイスを継続して受けられるようにしたい、という観点から作成しています。

被災された方のみならず、相談担当者にとっても、公的支援制度や問題点の確認ができるノートとなっておりますので、御相談の際には御手元に置いていただくとスムーズな相談につながります。

一日も早い生活再建のために御活用いただけると幸いです。

被災された方へ

○「被災者生活再建ノート」（3～5ページ）

被災された方が「受けられる公的支援制度」を確認できるページです。

相談時に3～4ページを使用して、相談担当者にどのような支援制度が利用できるのか説明をお願いしてみてください。5ページは、「その他の悩み事」を記載いただく欄になっていきますので、相談前に、気になる点や御不明な点などを御記載ください。

○「被災者生活再建カルテ」（6～7ページ）

本ページは、病院の「カルテ」のような役割をイメージしています。相談担当者が変更になっても、従前の相談内容や行ったアドバイスが引き継げるようになることを意図しています。相談担当者に記載いただくことを想定していますので、相談担当者に記載をお願いしてみてください。

○「支援制度の概要」（8ページ～）

「被災者生活再建ノート」（3～4ページ）に記載のある各公的支援制度について説明しています。様々な支援制度がありますが、更に詳しくお知りになりたい場合は、相談担当者に説明をお願いしてみてください。

弁護士などの相談担当者の方へ

○「被災者生活再建ノート」（3～5ページ）

被害の状況や悩みごとなどの記載から、被災された方が受けられるはずの公的支援を受けられているのか確認できるページです。

当該ページを使用して、被災された方にどのような支援制度が利用できるのか説明をしてください。

○「被災者生活再建カルテ」（6～7ページ）

相談担当者に相談した日ごとに、相談の概要や助言の内容などを記録しておくためのページです。これにより、相談担当者が変わった際でも、その都度記録が残っていることになり、被災された方が、新たな相談担当者に最初から被災状況などを説明する負担を無くし、相談担当者の変更となっても、従前の相談の経緯などを踏まえた適切な助言等がスムーズに行えるようになります（病院のカルテのような役割です。）。

本ページは、相談担当者に記載いただくことを想定していますので、上記の趣旨に沿った記載をしてください。

○「支援制度の概要」（8ページ～）

「被災者生活再建ノート」（3～4ページ）記載の各公的支援制度の概要を掲載しています。あくまでも概要しか掲載していませんので、詳しい内容を知るためには窓口やホームページのアドレスも載せていますので、そちらをあらかじめ御参照いただき、説明をしてください。

被災者生活再建ノート

フリガナ		性別	生年月日	年齢	電話		
お名前 (世帯主)			年 月 日	歳	メール アドレス		
災害前の住所					<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 親族宅 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> その他 ()		
現住所	<input type="checkbox"/> 災害前と同じ				<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 親族宅 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 仮設住宅 <input type="checkbox"/> 借上住宅 <input type="checkbox"/> 災害公営住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
同居家族	災 害 前			現 在			
	お名前	続柄	職業	お名前	続柄	職業	年齢
就業状況	災 害 前			現 在			
	職 業		勤務先	職 業		勤務先	
	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 非正規・パート <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 会社経営 <input type="checkbox"/> 家事従事者 <input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他			<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 非正規・パート <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 会社経営 <input type="checkbox"/> 家事従事者 <input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他			
被害の状況	人の被害	被害の内容				確認・検討すべきこと	
		<input type="checkbox"/> 家族が亡くなった	亡くなった方のお名前	続柄	死亡時期	死因	<input type="checkbox"/> 災害弔慰金 (最大500万円) <small>※詳しくは9頁</small> <input type="checkbox"/> 受給した→ () 円 <input type="checkbox"/> 申請したが不支給だった
		<input type="checkbox"/> 障害を負った	障害の内容	受傷時期	受傷の原因		<input type="checkbox"/> 災害障害見舞金 (最大250万円) <small>※詳しくは9頁</small> <input type="checkbox"/> 受給した→ () 円 <input type="checkbox"/> 申請したが不支給だった
住まいの被害	被害の内容				確認・検討すべきこと		
	<input type="checkbox"/> 住んでいる家の被害を受けた <small>具体的な被害 例) 1階天井まで浸水した、外壁が崩れた トイレが使えなくなった、2日間停電した 等</small>				<input type="checkbox"/> り災証明書 ※詳しくは10頁 <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 損壊なし <input type="checkbox"/> その他 ()		
							<input type="checkbox"/> 応急仮設住宅 ※詳しくは11頁 <input type="checkbox"/> 入居申込をした
<input type="checkbox"/> 応急危険度判定について ※詳しくは8頁				<input type="checkbox"/> 基礎支援金 (最大100万円) ※詳しくは12頁 <input type="checkbox"/> 受給した→受給額 () 円 <input type="checkbox"/> 申請したが不支給だった <input type="checkbox"/> 保険金 (共済金) ※損害保険の損壊判定 11頁 <input type="checkbox"/> 火災保険 <input type="checkbox"/> 地震保険 <input type="checkbox"/> 生命保険 <input type="checkbox"/> 家財保険 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 加入していない			
仕事の被害	被害の内容				確認・検討すべきこと		
	<input type="checkbox"/> 仕事を失った <input type="checkbox"/> 勤務先が倒産し、解雇された <input type="checkbox"/> 勤務先は存続しているが、解雇された <input type="checkbox"/> 怪我等のため働けなくなった <input type="checkbox"/> 廃業した <input type="checkbox"/> その他 ()				<input type="checkbox"/> 未払賃金立替払制度 <input type="checkbox"/> 受給した <input type="checkbox"/> 失業給付 <input type="checkbox"/> 受給した <input type="checkbox"/> 労災給付 <input type="checkbox"/> 受給した		

被災者生活再建ノート

		悩みごと	確認・検討すべきこと
お金の悩み		□借金が残っている	○被災ローン減免制度 ※詳しくは13頁 (自然災害債務整理ガイドライン) □申出をした □申出をしたが対象外と言われた
		□お金を借りたい	○生活資金貸付制度 ※詳しくは14頁 □災害援護資金(市町村) □社会福祉資金(社協) □母子父子寡婦福祉資金(福祉事務所) □年金担保貸付(福祉医療機構) □恩給担保貸付(公庫等)
		□その他()	
生活再建に向けた悩み	住まいの悩み	□既存の住宅を補修したい	○応急修理(上限59万5000円) ※詳しくは15頁 □利用した ○加算支援金(最大100万円) ※詳しくは13頁 □受給した→受給額()円 □申請したが不支給だった ○災害復興住宅融資 ※詳しくは16頁 □利用した
		□新居を再建・購入する	○土地の確保 □従前の土地を利用 □土地区画整理事業 ※詳しくは16頁 □防災集団移転促進事業 ※詳しくは17頁 □新たに購入→□がけ地近接等危険住宅移転事業 □新たに借地 ※詳しくは18頁 □その他() ○加算支援金(最大200万円) ※詳しくは13頁 □受給した→受給額()円 □申請したが不支給だった ○自治体独自の補助金 ※詳しくは18頁 □受給した→受給額()円 □申請したが不支給だった ○災害復興住宅融資 ※詳しくは19頁 □利用した ○リバースモーゲージ(災害時高齢者特例)の利用 □利用した
		□民間賃貸住宅を借りる	○加算支援金(最大50万円) ※詳しくは13頁 □受給した→受給額()円 □申請したが不支給だった
		□災害公営住宅を借りる	○災害公営住宅 ※詳しくは19頁 □入居したいが未整備 □入居申込をした □入居申込をしたが拒否された
		□その他()	○マンションの再建など ※詳しくは20頁
		□事業を再開したい	○グループ補助金 ※詳しくは20頁 □利用の申込をした ○貸付・保証制度 ※詳しくは21頁 □災害復旧貸付(公庫等) □災害関係保証(信用保証協会)
		□その他()	

被災者生活再建ノート

その他の悩みごと（自由にご記入ください） ※悩みごと書いた日付もご記入ください

<p>健康・医療 について</p>	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜眠れない ・飲酒量が増えた ・持病の具合が悪い ・薬を規則正しく飲めない ・病院に通えない 	
<p>日常生活 について</p>	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事が非常食ばかり ・水分を控えている ・歯磨きがきちんとできない ・掃除が行き届いていない ・趣味がなくなった 	
<p>地域・ 交友関係 について</p>	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣人とのトラブル ・悩みを相談できる人がいない ・家族と連絡がつかない 	
<p>経済面 について</p>	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入が途絶えている ・家具を買うお金がない ・自宅の再建資金がない 	
<p>支援の希望 について</p>	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援物資に偏りがある ・支援の情報が来ない ・支援制度を利用したいが内容や窓口がわからない ・もっと頻繁に訪問してほしい 	
<p>その他</p>	<p>どんなことでも自由に 記載してください</p>	

被災者生活再建カルテ

このカルテは、専門家等への相談の履歴を記録して次の相談を円滑に実施するとともに、相談者が助言内容を後で確認できるようにするためのものです。

訪問日	年 月 日		訪問者	氏名	属性	<input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 福祉職員 <input type="checkbox"/> その他 ()
	対応者			所属・連絡先		
相談事項	被害について	<input type="checkbox"/> 人の被害 <input type="checkbox"/> 住まいの被害 <input type="checkbox"/> 仕事の被害				
	現在の生活について	<input type="checkbox"/> 健康・医療 <input type="checkbox"/> 日常生活 <input type="checkbox"/> 地域・交友関係 <input type="checkbox"/> 経済面 <input type="checkbox"/> 支援の希望				
	生活再建に向けて	<input type="checkbox"/> 被災ローン <input type="checkbox"/> その他経済面 <input type="checkbox"/> 住まい <input type="checkbox"/> 仕事				
	その他	<input type="checkbox"/> 支援制度 <input type="checkbox"/> その他 ()				
相談概要						
助言内容						
対応区分	<input type="checkbox"/> 相談のみで終了 <input type="checkbox"/> 相談継続 (次回相談予定:) <input type="checkbox"/> 専門家紹介 (紹介先:) <input type="checkbox"/> 行政窓口紹介 (紹介先:) <input type="checkbox"/> その他 ()					

1

訪問日	年 月 日		訪問者	氏名	属性	<input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 福祉職員 <input type="checkbox"/> その他 ()
	対応者			所属・連絡先		
相談事項	被害について	<input type="checkbox"/> 人の被害 <input type="checkbox"/> 住まいの被害 <input type="checkbox"/> 仕事の被害				
	現在の生活について	<input type="checkbox"/> 健康・医療 <input type="checkbox"/> 日常生活 <input type="checkbox"/> 地域・交友関係 <input type="checkbox"/> 経済面 <input type="checkbox"/> 支援の希望				
	生活再建に向けて	<input type="checkbox"/> 被災ローン <input type="checkbox"/> その他経済面 <input type="checkbox"/> 住まい <input type="checkbox"/> 仕事				
	その他	<input type="checkbox"/> 支援制度 <input type="checkbox"/> その他 ()				
相談概要						
助言内容						
対応区分	<input type="checkbox"/> 相談のみで終了 <input type="checkbox"/> 相談継続 (次回相談予定:) <input type="checkbox"/> 専門家紹介 (紹介先:) <input type="checkbox"/> 行政窓口紹介 (紹介先:) <input type="checkbox"/> その他 ()					

2

被災者生活再建カルテ

このカルテは、専門家等への相談の履歴を記録して次の相談を円滑に実施するとともに、相談者が助言内容を後で確認できるようにするためのものです。

3	訪問日	年 月 日	訪 問 者	氏名	属 性	<input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 福祉職員 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	対応者			所属・連絡先			
	相談事項	被害について	<input type="checkbox"/> 人の被害 <input type="checkbox"/> 住まいの被害 <input type="checkbox"/> 仕事の被害				
		現在の生活について	<input type="checkbox"/> 健康・医療 <input type="checkbox"/> 日常生活 <input type="checkbox"/> 地域・交友関係 <input type="checkbox"/> 経済面 <input type="checkbox"/> 支援の希望				
		生活再建に向けて	<input type="checkbox"/> 被災ローン <input type="checkbox"/> その他経済面 <input type="checkbox"/> 住まい <input type="checkbox"/> 仕事				
その他		<input type="checkbox"/> 支援制度 <input type="checkbox"/> その他 ()					
相談概要							
助言内容							
対応区分	<input type="checkbox"/> 相談のみで終了 <input type="checkbox"/> 相談継続 (次回相談予定:) <input type="checkbox"/> 専門家紹介 (紹介先:) <input type="checkbox"/> 行政窓口紹介 (紹介先:) <input type="checkbox"/> その他 ()						
4	訪問日	年 月 日	訪 問 者	氏名	属 性	<input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 福祉職員 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	対応者			所属・連絡先			
	相談事項	被害について	<input type="checkbox"/> 人の被害 <input type="checkbox"/> 住まいの被害 <input type="checkbox"/> 仕事の被害				
		現在の生活について	<input type="checkbox"/> 健康・医療 <input type="checkbox"/> 日常生活 <input type="checkbox"/> 地域・交友関係 <input type="checkbox"/> 経済面 <input type="checkbox"/> 支援の希望				
		生活再建に向けて	<input type="checkbox"/> 被災ローン <input type="checkbox"/> その他経済面 <input type="checkbox"/> 住まい <input type="checkbox"/> 仕事				
その他		<input type="checkbox"/> 支援制度 <input type="checkbox"/> その他 ()					
相談概要							
助言内容							
対応区分	<input type="checkbox"/> 相談のみで終了 <input type="checkbox"/> 相談継続 (次回相談予定:) <input type="checkbox"/> 専門家紹介 (紹介先:) <input type="checkbox"/> 行政窓口紹介 (紹介先:) <input type="checkbox"/> その他 ()						

* 被災建物の応急危険度判定 (+被災宅地応急危険度判定) について

被災建物の応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を
応急危険度判定士が調査し、余震などによる倒壊の危険性や、外壁・
窓ガラス等の落下などの危険性を判定することにより、人命に関わる
二次的災害の発生を防止することを目的としています。

その判定結果は、「調査済 (緑)」、「要注意 (黄)」、「危険 (赤)」の
3種類があり、建築物の見やすい場所に表示され、居住者だけでなく
付近を通行する歩行者などにもその建築物の危険性や対応方法など
についての情報提供がされます。

なお、あくまでも応急的な情報提供ですので、その建築物が
恒久的に使用可能かどうかや、損害額の査定、り災証明のための被害
調査とは関係がありません。例えば、その建築物自体には大きな被害
がなくても、隣の建築物の倒壊に巻き込まれて二次被害が起きる危険
があるときなどは「要注意」や「危険」と判定されることもあります。

※ 宅地の危険については、大地震や大雨などにより宅地が大規模か
つ広範囲に被災した際に、被害の発生状況を被災宅地危険度判定士
が調査することにより、宅地の二次的災害を軽減・防止して安全を
確保することを目的とする「被災宅地応急危険度判定制度」があり
ます。

* 災害弔慰金について

災害により、生計を維持していた方が亡くなった場合（直接死だけでなく災害関連死を含みます）、最大500万円、その他の方が亡くなった場合、最大250万円を、ご遺族に支給する制度です。

支給の対象は、配偶者、子、父母、孫、祖父母です。いずれもない場合には、死亡時に亡くなった方と同居又は生計を同じくしていた兄弟姉妹も支給の対象になります。お問合せ先は市町村です。

支給の判断は、被災市町村又は県が設置する判定委員会等が行いますが、判定委員会等から災害と死亡との間の因果関係を示す証拠、例えば発災時から死亡時までの生活状況や病状の経緯、負傷後の治療の経緯、死亡時の状況等を裏付ける資料（死亡検案書・医師の意見書・看護記録・福祉施設関係者の陳述書等）を求められることがあります。提出書面や証拠資料の準備が困難なときは、相談担当者やお近くの弁護士会に御相談ください。

* 災害障害見舞金について

災害により、両目を失明したり、両腕や両足のひじやひざ関節以上を失ったり、両腕や両足の用を全廃したり、神経系統または精神、胸や腹部の臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を必要とし、胸腹

ぶ ぞうき しょうがい かいご
部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を必要となるなどの重い
障害を受けた場合に、その方がせいけい いじ
生計を維持していた場合には最大で2
50万円、それ以外の場合は最大で125万円が支給される制度です。
窓口は市町村です。

* り災証明書について

- ① り災証明書とは、市町村が、さいがいたいさくきほんほう
災害対策基本法に基づき、被災者か
らのしんせい
申請があったときに、じゅうか
住家等の被害状況の調査を行い、その確
認した事実に基づき発行する証明書で、各種支援等の基準となるも
のです。被災状況としては、ぜんかい だいき ぼはんかい はんかい いちぶそんかい
全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊等
に分かれます。

市町村で発行体制・運用が異なる場合があります、店舗・事業所等の
被災の場合は「被災証明書」として発行している市町村があります。
御不明な点は市町村にお問い合わせください。

- ② 片付け前に被災状 況を写真に撮っておきましょう。片付け後だ
と認定が低くなる傾向にあります。り災証明の認定に不服がある場
合は申出によりさいちょうさ
再調査が実施される場合もあります。
- ③ かくしゅしえんせいど
各種支援制度の申請に当たり、り災証明書の添付が求められます
(例: ひさいしやせいかつさいけんしえんきん
被災者生活再建支援金の支給、さいがいふっこうじゅうたくゆうし
災害復興住宅融資や、せいかつふくし
生活福祉)

資金の貸付け、義援金の配分、住宅の応急修理、応急仮設住宅への入居、各種授業料の減免、NHK受信料の減免等)。不服の場合は相談担当者やお近くの弁護士会にご相談ください。

* 損害保険の損壊判定について

地震や洪水等の災害により建物や家財等に損害が発生した場合、地震保険や火災保険等により、保険金が支払われる場合があります。この場合、保険金の支給額を決定するため、「損害判定」が行われます。損壊の程度によって、①全損、②大半損、③小半損、④一部損に区分され、それぞれに対応する保険金が支払われる扱いになります(り災判定とは似ていますが、別の制度です)。

もともと、保険金が支払われるかどうかは保険契約の内容によりますので、保険会社や取扱代理店にお問い合わせください。

* 応急仮設住宅について

災害により住家を滅失し、自らの資力では住宅を確保することができない被災者に対し、自治体が一時的に無償で貸与する住宅を応急仮設住宅といいます。

応急仮設住宅には、災害後に、新たに自治体が建設して提供する

けんせつがたおうきゅうかせつじゅうたく
「建設型応急仮設住宅」と、民間賃貸住宅などを自治体が借り上げるなどして提供する「借上型（みなし）^{かりあげがた} 応急仮設住宅^{おうきゅうかせつじゅうたく}」があります。

賃料（家賃）負担はありませんが、^{こうねつひ} 光熱費は自己負担^{じこふたん}となり、家具や家電製品も、^{にほんせきじゅうじしゃ} 日本赤十字社等から支給されたケースはありますが、原則として、^{じこちようたつ} 自己調達になります。

また、入居することができるのは、原則として、^{じたく} 自宅が全壊^{ぜんかい}または^{だい き ぼはんかい} 大規模半壊し、^{おうきゅうしゅうりせいど} 応急修理制度を利用していない被災者ですが、過去の災害では半壊等でも入居できたケースがありました。

^{きよじゅうきかん} 居住期間は原則として2年間ですが、東日本大震災や熊本地震などの大災害においては2年間を超えて居住することが認められました。詳しくは市町村へ問い合わせてください。

* ^{ひさいしやせいかつさいけんしえんきん} 被災者生活再建支援金について

災害により住んでいた家が^{ぜんかい} 全壊するなどした世帯（^{しやくや} 借家等を借りていた^{ちんしゃくにん} 賃借人を含みます。）に対し^{しえんきん} 支援金を支給する制度です。

この制度により、2つの支援金が支給されます（^{せたいにんずう} 災害当時、世帯人数が1人の場合は、^{かくがいとうらん} 各該当欄の金額が4分の3になります）。

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（^{きそしえんきん} 基礎支援金）

^{ぜんかい} 全壊等：100万円 ^{だい き ぼはんかい} 大規模半壊：50万円

② 住宅の^{さいけんほうほう}再建方法に応じて支給する^{かさんしえんきん}支援金（加算支援金）

^{けんせつ こうにゆう}建設・購入：200万円 ^{ほしゅう}補修：100万円 ^{ちんしやく}賃借：50万円

例えば、住宅を全壊で失った方には、^{きそしえんきん}基礎支援金として100万円が支給され、その方が、新たに家を建てる場合には、^{かさんしえんきん}加算支援金として200万円が支給されます。また、^{いったん}一旦住宅を賃借した後、自ら^{きょじゆう}居住する住宅を建設する場合の加算支援金は、まず賃借により50万円が支給され、その後建設により、合計して200万円になるまで支給されます。

※ ^{はんかい しきちひがい}半壊や敷地被害でも住宅を^{かいたい}解体するなどした場合は^{ぜんかいあつか}全壊扱いになる場合もあり、また、危険のために^{きょじゆうふのう}居住不能な状態が^{ちようきかんけいぞく}長期間継続している場合も全壊扱いになる可能性があります。

詳しくは市町村に問い合わせてください。

* ^{ひさい}被災^{げんめんせいど}ローン^{しぜんさいがいさいむせいり}減免制度（自然災害債務整理ガイドライン）について

^{さいがいききゆうじょほうてきよう}災害救助法適用の^{さいがい}災害では、この制度利用により、住宅・車・教育などのローン、個人の事業ローンの免除・減額が受けられることがあります。^{せいどりよう}制度利用のための弁護士など専門家による^{むりよう}支援は無料です。この制度を利用しても、^{しえんきん}預貯金500万円に加え、^{ちよういきん}支援金、弔慰金、^{かざい}家財の^{じしんほけんきん}地震保険金などは手元に残せる可能性があります。また、制度

を利用していわゆるブラックリストには載らないため新たなローン借入も検討できます。連帯保証人への請求も原則されません。

制度の詳細は、以下のHPをご覧ください、制度利用のご相談は、相談担当弁護士又はお近くの弁護士会までお尋ねください。

(自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関HP)

<http://www.dgl.or.jp/guideline/>

* 生活資金貸付制度について

各種貸付制度があります（以下は一部です）。償還（返還）義務がありますので、この点に留意してご利用ください。

(1) 災害援護資金（市町村）

災害救助法が適用された災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた被災者が利用できます。貸付限度額は350万円を上限とし、所得制限があります。据置期間、償還方法など、詳しくは、市町村へ問い合わせてください。

(2) 生活福祉資金（社会福祉協議会）

生活支援費、一時生活再建費（上限60万円）、緊急小口資金（上限10万円）等の制度があります。

(3) 母子父子寡婦福祉資金（福祉事務所）

ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立や生活の安定・扶養している
児童の福祉増進を図るため無利子又は低利での資金の貸付けです。

4) 年金担保貸付（福祉医療機構）

厚生年金保険証書、国民年金証書等をお持ちで、現在、その年金の支払いを受けている方がご利用できます。借入額限度額等については福祉医療機構窓口にて御相談ください。

* 応急修理制度について

半壊又は大規模半壊の住宅で、そのままでは居住できないが応急的に修理すれば居住が可能となり避難所等への避難が不要になる場合に、自治体が必要最小限度の修理を行う制度で、借家等でも利用できます。ただし、この制度を利用すると応急仮設住宅への入居ができなくなるほか、修理できる個所や修理金額には制限があり、半壊の場合には所得要件が設けられています。また、自治体が業者に依頼して修理を行う制度ですので、被災者が直接、業者に依頼したり、自ら修理したりした場合には、制度が利用できないこともありますから、注意してください。詳しくは、市町村へ問い合わせてください。

また、これまで応急修理が利用できなかった一部損壊（10%以上）についても上限30万円で応急修理が利用できるようになる予定です。

すが、詳しいことはまだ決まっています。

* 災害復興住宅融資について

災害で被災された方が被災住宅を復旧するための住宅ローンとして、「災害復興住宅融資」があります。具体的には、災害で住宅が「全壊」「大規模半壊」または「半壊」したり災証明書が交付されている方が、住宅復旧のための建設・購入資金の融資が受けられる制度です。

利用する場合は、原則として、災証明書に記載された「災日」から2年以内に、住宅金融支援機構にお申し込みをすることが必要です。

(住宅金融支援機構HP)

<http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html>

* 土地区画整理事業について

土地区画整理事業は、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業のことです。東日本大震災では津波により宅地・建物が甚大な被害を受けたため、新たに宅地を確保するために、この手法が広い区域で採用されました。

公共施設こうきょうしせつが不十分な区域では、地権者ちけんしゃからその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい（減歩げんぶ）、この土地を道路・公園などの公共用地が増える分に充てるほか、その一部が売却され事業資金じぎょうしきんの一部に充てられます（事業資金じぎょうしきんに充てるのを保留地減歩ほりゆうちげんぶといいます）。

（以上、国土交通省HP参照。）

なお、この事業は換地かんちと減歩げんぶを伴うなど地権者ちけんしゃの利害調整りがいちようせいを必要とする場面があり、また、短期に完成する事業でないため、この事業を採用するに当たっては、将来を見据えた住民合意じゅうみんごういが必要となります。

* 防災集団移転促進事業ぼうさいしゅうだんいてんそくしんじぎょうについて

主として市町村が、災害が発生した地域又は災害危険区域さいがいきけんくいきのうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居を、安全な地域たかだい（高台等）へ集団的に移転促進しゅうだんてきするための事業を施行するにあたり、国が事業費じぎょうひの一部を支給する制度です。

集落の全員が合意して移転するもので、多数決とちしゅうようや土地収用のようきょうせいりよくに強制力を伴うものではなく、あくまで移転いてんを促す事業うながです。

原則として公共的な施設である病院等は移転の対象になりません。

詳しくは、市町村に問い合わせてください。

* かけ地近接等危険住宅移転事業について

「かけ近 (かけきん)」とも略称されている事業で、災害の未然防止
を図るため、かけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から、
居住者自身の自助努力による住宅の移転を促進し、国民の生命の安
全を確保することを目的としています。法律上の事業ではなく、国土
交通大臣が定める要綱事業です。

事業主体は、地方公共団体 (原則として市町村) ですが、国や県
からも補助金が出ます。住宅の除去や新築する住居の建設及び土地
の取得に要する経費の一部を補助します。防集事業を利用しない場
合 (要件として利用できなかった場合) でも国庫補助がなされるため、
東日本大震災の復興事業でも利用されています。

(出典, 国土交通省東北地方整備局HP)

* 被災自治体による独自事業を含むその他の支援制度について

大規模災害では、既存の支援制度に加え、被災自治体が住家の購
入・建設・転居等のため、独自事業を創設して、被災者の支援に供す
ることがあります。東日本大震災や熊本地震では、被災した法面、擁壁、
地盤復旧の補助事業なども創設されています。

今回の災害での自治体独自の補助事業の有無は、県や市町村のH

P・広報等でご確認ください。また、国や地方自治体等が整備している支援制度の一部については、「支援制度情報提供サービス（旧名称：復旧・復興支援制度情報）」でも検索できます。内閣府の防災情報のページに掲載された被災者に対する支援制度のページも参考にしてください。

（支援制度情報提供サービスHP）

<https://www.r-assistance.go.jp/>

（内閣府防災情報のページ・被災者に対する支援制度）

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html>

* 災害公営住宅について

災害公営住宅は、災害により住宅を失い、自ら住居を確保することが困難な方に対して、安定した生活を確保していただくために、地方公共団体が国の助成を受けて整備する公営住宅です。

いずれの自治体も、①住宅のり災判定が全壊で滅失となった世帯、②り災判定が半壊・大規模半壊で解体した、又は解体したことが確実であること、を要件としています。

ただし、自治体によっては、市町村税等の滞納がないことや、被災者生活再建支援金により住宅を建設・購入または補修し住宅の再建が完

了していないこと、などを要件としているところがあるので、詳しくは市町村に問い合わせてください。なお、市町村の説明が御不明の場合は、弁護士会で相談を受け付けております。

* 被災マンション法について

マンションに大きな被害があった場合、再建や、敷地売却、さらには、取壊しなどについて、被災マンション法による5分の4以上の特別多数を要件とする決議の規定が設けられています。

どの手続きを踏むかについては、住民の合意形成が肝心です。

手続きが決まれば、（管理者選任→）説明会招集→説明会開催→総会開催招集→総会決議→決議に基づく再建・売却・取壊し等と手続きが進行します。詳しくは、弁護士や建築士等の専門家に相談してみましよう。

* グループ補助金について

正式名称は、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業です。東日本大震災や熊本地震で適用された助成制度です。複数の中小企業で構成したグループや商店街などが集団で復興事業計画を作成し、補助金を申請します。都道府県から認定を受けると、グループの設

備・施設の復旧や整備に活用できます。申請先は都道府県です。制度が適用された場合には、都道府県による相談会なども利用し、制度活用を検討してください。

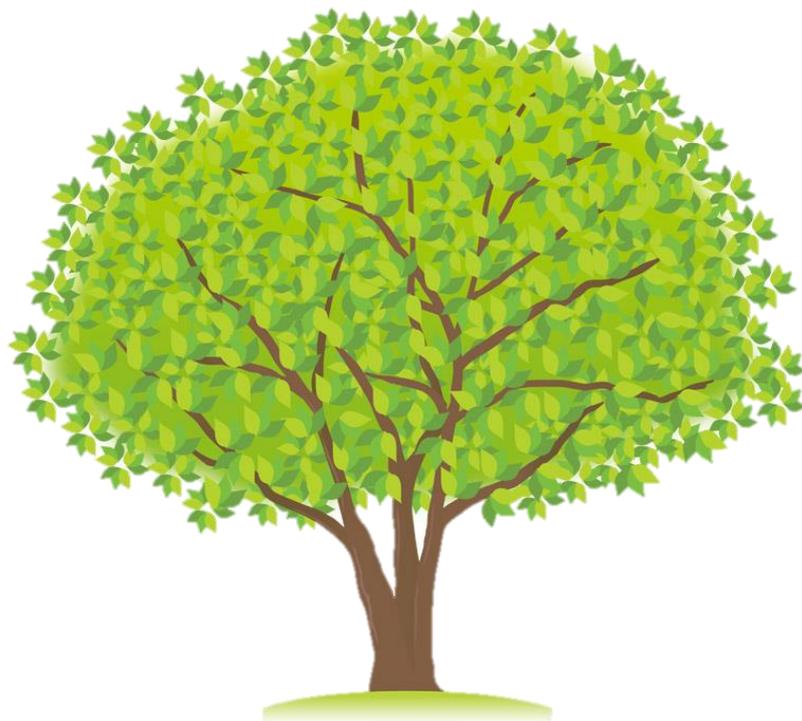
* 貸付・保証制度について

大規模災害時には、日本政策金融公庫が、中小企業者を対象に、災害復旧のための設備資金や、長期の運転資金について、基準金利による貸付を実施する制度が存在します。担保権や代表者の保証が不要なケースもありますので、まずは公庫等の窓口で相談してみましよう。

また、被災した中小企業者が、事業再建のための資金を金融機関から借りる場合、各信用保証協会において、保証料率や、返済期間などについて、通常よりも有利な条件で保証を行うという制度もあります。詳しくは、各地の信用保証協会に問い合わせてください。

【メモ欄】





【被災者生活再建ノート・災害に関するお問合せ先】

★仙台弁護士会・台風 19 号被害電話相談★

(令和元年 10 月 25 日より運用開始。平日：午前 10 時～午後 4 時)

022-265-5286

★仙台弁護士会・法律相談センター★

(法律相談・自然災害債務整理ガイドラインのお問い合わせ先です)

022-223-2383

★仙台弁護士会・紛争解決センター★

(災害 ADR のお問い合わせ先です)

022-223-1005